

事務連絡  
令和4年4月1日  
(2022年)

生活保護法等指定施術機関 各位

吹田市福祉事務所

#### 指定施術機関の指定権者の取り扱いについて

平素から本市生活保護行政に御協力賜り、ありがとうございます。

現在、本市は指定権者として市内の施術所の開設者、市内施術所にて施術を行っている施術者及び市内在住で出張施術を行っている施術者に対して、指定を行っております。

令和4年4月からは市内の施術所の開設者及び市内在住者(勤務地住所は問わない)の指定を行うこととなりました。つきましては、4月以降に届出が必要となった際は該当自治体への提出をお願いいたします。

なお、令和4年4月以前の指定については引き続き有効となりますので、指定廃止届出等の提出は不要です。